

# 北海道中札内高等養護学校幕別分校「卒後支援振興会」規約

平成25年4月20日施行

第1条 この会は、「北海道中札内高等養護学校幕別分校卒後支援振興会」とよび事務局を校内におく。

第2条 この会は、北海道中札内高等養護学校幕別分校の進路指導・卒後支援の充実・発展に寄与する。  
卒後支援については、卒業後3年を基本とするが、不測の事態が起きたときにはその限りではない。

第3条 この会は、前条の目的をなすとげるため、次の事業を行う。

- 1 進路指導・卒後支援に協力する。
- 2 その他、本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

第4条 この会員は、次の通りとする。

- 1 北海道中札内高等養護学校幕別分校に在籍する生徒の保護者。
- 2 北海道中札内高等養護学校幕別分校卒業後3年までの卒業生の保護者。
- 3 北海道中札内高等養護学校幕別分校卒業後3年を過ぎた卒業生の保護者で、この会の趣旨に賛同する人。

第5条 この会の役員は、次の通りとする。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 若干名（在校生父母を含む）
- 3 会計 事務局
- 4 監査 2名（PTA 監査が兼任する）
- 5 役員の任期は、1年とする。但し、留任を認める。
- 6 欠員が生じた場合は、その都度役員会で協議する。
- 7 会長は卒業生の保護者でPTA 会長を経験した方とする。
- 8 副会長は、PTA 会長が兼任する。

第6条 この会には、顧問を置くことができる。

- 1 顧問は、会長が推挙し、役員会の承認を必要とする。
- 2 顧問は、この会の運営について会長の諮問に応じ、意見を述べ協力する。

第7条 この会の役員は、前年度の役員会によって推薦され、総会の承認を得て決定される。

第8条 役員的主要な任務は、次の通りとする。

- 1 会長は、この会を代表し、会務を司り諸会合の司会をする。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時はその代理を務める。
- 3 会計は、会計経理及び記録にあたる。
- 4 監査は、会計を監査する。

第10条 この会の目的を達成するために、次の会議を行う。

## 1 総会

定期総会は、毎年4月に会長が招集し会務の報告、予算、決算の審議、役員を選出を行う。卒業生の保護者については会長が代表して参加し、承認を行うこととする。臨時総会は、必要に応じ会長が招集する。

2 役員会 会務の執行上、必要に応じ会長が招集する。

第11条 この会の会計は、次の通りとする。

(会費)

- 1 第4条の1、2の会員の会費は、月額200円とし第4条の1の会員は毎月徴収し、2の会員は卒業後3年分を在学中に徴収する。
  - 2 第4条の3の会員の会費は、年間2400円とする。
  - 3 会費の他、寄付をもってあてる。
- (その他)
- 4 会費の納入については、別途定める。
  - 5 会費の用途は進路開拓、卒後支援及びこの会の運営にあてるものとする。
  - 6 この会の会計年度は、4月1日に始まり、3月31日に終わる。

第12条 この会則は、総会において出席者の過半数の賛成によって改正することができる。

第13条 この会の事務局員は会長が委嘱する。

- 1 事務局員は、会長の指示を受け、会務一般を行う。
- 2 事務局は、事務局長を始め若干名で構成する。

第14条 本会の運営に関し、必要な細則は役員会の議を経て定めることができる。

細則第1号(会費の徴収方法)

- (1) 在学中は、運営費とあわせ、月額400円徴収する。

細則第2号(慶弔規定について)

- (1) 会員が死亡した時は、5000円とし、本会の弔意を表すものとする。
- (2) 卒業生についての慶弔費の支出は卒業後3年間とする。

細則第3号(旅費について)

本会の事業、会議に学校職員が参加する際の旅費は、以下の通り支給する。

- (1) 交通費 自家用車利用の場合、ガソリン代を支給する。支給額は道の基準に準じる。  
ただし距離は往復で測り、端数は切り捨てる。  
学校職員は乗り合わせることを基本とし、4人を標準乗車定員として、運転手に支給する。  
公共交通機関利用の場合、実費を支給する。
- (2) 旅行雑費 1日につき1,100円を道の基準に準じて支給する。また、公務遂行に必要と認められる経費(高速道路料金や駐車場料金等)も道の基準に準じて支給する。
- (3) 宿泊雑費 泊を伴う場合は1夜につき1,100円を道の基準に準じて支給する。

平成29年4月改訂  
令和2年4月改訂